

いじめ防止基本方針

吹田市立西山田小学校

- 1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。
- 2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。
 - 1 教職員一人ひとりが、いじめを「しない・させない・見逃さない」よう丁寧に見守りながら、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。
 - (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。
 - (2) 欠席・遅刻の日数やふれあい教室の参加状況等を注視し、学校全体で情報を共有する。
 - (3) 「いじめに対応する委員会」を機能的に円滑に進める。
(管理職・首席・生徒指導担当者・各学年担当者・養護教諭・心理〔教育相談員〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕その他の関係者により構成する)
 - (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙1)
 - (5) 全学年でいじめ予防授業を実施する。
教職員のいじめ予防研修を実施する。
 - (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
 - 2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童・生徒自らがいじめについて学ぶ取組を進める。
 - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
 - (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
 - (3) 言語活動を充実させ、児童・生徒のコミュニケーション能力を向上させる。
 - (4) 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
 - (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
 - (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。
 - (1) 日常の児童・生徒相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
 - (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施し、結果を分析した上、問題点については速やかに対応する。調査結果は「いじめに対応する委員会」で分析・共有する。学校風土アンケートを実施し、校内の風土を調査するとともに子どもたちの自己有用感を高める取り組みを行う。
 - (3) 教育相談日、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生徒指導担当者で対応するとともに、「いじめに対応する委員会」に報告・相談する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
 - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
 - (2) 事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝える。
 - (3) 被害児童に対しては、その安全を守るとともに事情や心情を聴き取り、状況に応じたケアを行う。あわせて保護者に経過や学校の方針を丁寧に説明し、保護者の思いを受け止め、解決に向けての協力を求める。
 - (4) 加害児童に対しては、児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。相手の心の痛みを理解させ、児童が自己と向き合い、素直に振り返ることができるよう継続して指導する。
 - (5) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
 - (6) 加害、被害どちらにもあたらない児童への指導について、「傍観者」や「観衆」的な立場について理解を促すとともに、学級や学年全体でに対する指導を行う。
 - (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - (8) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態をいう。
 - ・いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

2 重大事態が発生した場合は、調査チームが初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、速やかに市教育委員会に報告し、公平性・中立性を確保しながら調査を行う。

- (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) 調査チームは、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、意見を十分に聴取する。
- (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。